平成２２年（フ）第１６４号
香川県高松市香西本町248番地２
債務者　本田　美輝
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１６号
香川県高松市飯田町1035番地１市営住宅飯田町団地５棟31号室
債務者　松島　行範
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１７号
香川県高松市飯田町1035番地１市営住宅飯田町団地５棟31号室
債務者　松島　博子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９号
香川県観音寺市柞田町甲1895番地３　木村アパート１号
債務者　久保田　勝
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１４５号
宮崎県日向市大字富高6329番地５
債務者　福井　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市八町通１丁目61番地１　603
債務者　富澤　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５８１号
千葉市花見川区作新台２丁目24番３号
債務者　今村真由美（旧姓秋間）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５５号
千葉県船橋市宮本２丁目15番15号
債務者　西川　泰代
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７４号
千葉県船橋市夏見台３丁目２番10号
債務者　湯川　道明
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６８２号
千葉市緑区椎名崎町138番地19
債務者　武井　瑞枝
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９４号
千葉県船橋市飯山満町２丁目360番地３ジュネスハザマ106号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７０１号
千葉県市原市岩崎83番地２
債務者　釜　さおり（旧姓野島）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７１３号
千葉県八千代市八千代台北11丁目14番12号光玲荘102
債務者　渡辺　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３５号
千葉市花見川区柏井４丁目28番83号
債務者　稲毛奈津子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７３９号
千葉市美浜区幸町２丁目14番12棟107号
債務者　大谷　　明
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７５８号
千葉県市川市市川３丁目37番19号あけぼの荘２号室
債務者　岡野　真弓
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２６１号
新潟市西蒲区新保258番地
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
新潟地方裁判所民事部